

# 長崎県立大学非常勤講師規程

〔平成23年4月1日  
規程第3号〕

改正 平成27年3月3日規程第57号

改正 平成29年11月7日規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における非常勤講師の委嘱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において非常勤講師とは、本学の教育内容の充実のために必要に応じ講義、授業及び演習等（以下「講義等」という。）の一部又は全部についての教授（当該講義等の成績評価を含むものに限る。）を委嘱される者をいう。

(委嘱の要件)

第3条 非常勤講師の委嘱については、次のいずれかに該当する者に対し行う。

- (1) 委嘱しようとする関係科目等に関して、大学、短期大学若しくは高等専門学校の常勤講師以上の職にある者
  - (2) 前号に掲げる者と同等以上の学識又は教育経験を有する者
  - (3) 前2号に規定する者のほか、高い教育効果が得られると認められる者
- 2 非常勤講師の委嘱は、原則として満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えた者に対して行うことはできない。

(委嘱の期間)

第4条 非常勤講師の委嘱期間については、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、長崎県立大学非常勤講師任期規程（平成29年規程第20号。以下「非常勤講師任期規程」という。）に定めるものとする。

一部改正 [平成29年規程第19号]

(委嘱の手続き)

第5条 非常勤講師の委嘱は、学長が決定する。

一部改正 [平成27年規程第57号]

(提出書類)

第6条 学部又は研究科の長は、非常勤講師として委嘱しようとする者の履歴書及び教育研究業績書その他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。ただし、非常勤講師任期規程第2条第2項の規定により委嘱期間を更新する場合にあっては、当該書類の提出を省略することができるものとする。

- 2 前項の書類が提出されなかったとき、又は提出された書類に不実の記載があったときは、学長は、非常勤講師の委嘱を行わず、又は委嘱を取り消すことができるものとする。
- 3 第1項の書類の記載事項に変更があったときは、学部又は研究科の長は、その都度、速やかにこれを学長に届け出なければならない。

一部改正 [平成29年規程第19号]

(委嘱状の交付)

第7条 学長は、非常勤講師の委嘱を決定したときは、当該非常勤講師に対し委嘱期間、報酬等を記載した委嘱状（別記様式第1号）を交付する。

(委嘱期間の終了)

第8条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める日をもって、委嘱期間は終了するものとする。

- (1) 委嘱期間が満了したとき（委嘱期間を更新したときを除く。） 満了日
- (2) 非常勤講師が死亡したとき 死亡日

(委嘱の中止)

第9条 学長及び非常勤講師は、やむを得ない事由がある場合には、委嘱期間の途中であっても、それぞれ相手方に対して委嘱の中止を申し出ることができる。

2 前項の申し出は、委嘱を中止しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬等)

第10条 非常勤講師の報酬は、別に定める。

2 前項の報酬は、本学の財務状況等を勘案しこれを改定することがある。

3 非常勤講師の通勤に係る交通費については、長崎県公立大学法人職員旅費規程（平成17年規程第13号。以下「旅費規程」という。）の規定を準用し算出した額を支給する。

(業務に専念する義務)

第11条 非常勤講師は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に定める公立大学法人の使命及び業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに、その業務に従事すべき時間においては、これに専念しなければならない。

(禁止事項)

第12条 非常勤講師は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本学の信用を傷つけ、その利益を害するような行為をすること
- (2) 委嘱期間中、委嘱期間終了後を問わず、業務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと
- (3) その業務や地位を私的に利用すること
- (4) 本学の敷地及び施設内（以下「学内」という。）において喧騒その他の秩序、風紀を乱し、又は安全を脅かす行為をすること
- (5) 学長の許可なく、学内において業務以外の放送、宣伝、掲示その他これに準ずる活動をする事
- (6) その他前各号に準ずる本学の業務に支障をきたす行為

(倫理の保持等)

第13条 非常勤講師は、その権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の社会の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(ハラスメント等の防止)

第14条 学長は、非常勤講師の良好な業務環境の確保のため、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

2 非常勤講師は、長崎県公立大学法人におけるハラスメントの防止と救済のためのガイドライン（平成17年規程第35号）を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第15条 非常勤講師が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の

全部又は一部を賠償させることができる。

(安全・衛生管理)

第16条 学長は、非常勤講師の安全・衛生と危険防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 非常勤講師は、安全・衛生に関する関係法令等を遵守するとともに、本学が行う安全・衛生に関する指示に従わなければならない。

(業務の禁止)

第17条 学長は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止することができる。

(1) 本人、同居人又は近隣の者が感染症にかかったとき又はそのおそれのあるとき

(2) 業務を継続すれば病勢が悪化するおそれがあるとき

(3) 前2号に準ずる事情があるとき

2 非常勤講師は、前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに本学に届け出て、その指示に従わなければならない。

(非常災害時の措置)

第18条 非常勤講師は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに関係部署に連絡し、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(出張)

第19条 学長は、業務上必要があると認める場合には、非常勤講師に出張を依頼することができる。

2 前項の出張に関する旅費については、旅費規程を準用し算出した額を支給する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定は、平成23年度に開講される講義等の教授を委嘱される非常勤講師には適用しない。

附 則 (平成27年3月3日規程第57号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月7日規程第19号)

この規程は、平成29年11月7日から施行する。

# 委 嘱 状

(氏名)

〇〇 〇〇

〇〇学部非常勤講師を委嘱します

1時間 〇,〇〇〇円を支給します

任期

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

長崎県立大学 学長